

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

東京都等の動向を踏まえ、職員に対する各種手当及び制度について、職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、次の条例について所要の改正をする。

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の旅費に関する条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例
- ・ 職員の育児休業等に関する条例
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

2 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例

ア 扶養手当に係る扶養親族に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

イ 単身赴任手当を支給される職員に住居手当を支給する場合の支給要件について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

ウ 単身赴任手当の支給要件及び加算額について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

(2) 職員の旅費に関する条例

移転料の額の算定及び扶養親族移転料の支給要件となる扶養親族に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

(3) 職員の退職手当に関する条例

ア 死亡者の退職手当の支給に係る遺族について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

イ 寄宿手当及び移転費の支給要件について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族」に内包される配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

(4) 職員の育児休業等に関する条例

育児休業の取得期間及び取得回数、育児短時間休業勤務並びに妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等に係る要件について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族」に内包される配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

(5) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

ア 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る要件について「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

イ 介護休暇に係る要件について「パートナーシップ関係の相手方」及び「パートナーシップ関係の相手方の父母」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。

3 施行期日

公布の日